

# 神戸市指名停止基準要綱

平成6年6月15日 市長決定  
最終改正 令和6.3.8

## (目的)

**第1条** この要綱は、行財政局契約監理課において行う経理契約における指名業者の選考を適切にし、もって契約事務の厳正かつ円滑な執行を確保するため、入札参加資格者（注1）の指名停止（注2）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (指名停止)

**第2条** 行財政局長は、入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 行財政局長が指名停止を行ったときは、所属担当者は、行財政局契約監理課において行う経理契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

## (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

**第3条** 行財政局長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 行財政局長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。ただし、別表第2第5項に該当する場合は、責を負うものとする。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 行財政局長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

## (指名停止期間等)

**第4条** 指名停止期間は、各措置要件に応じて、別表各項に掲げる日から起算する。

2 入札参加資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

3 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、2年を限度とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項、第2項、第3項又は第4項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項、第3項又は第4項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

(3) 別表第2第2項第1号の措置要件に該当する入札参加資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の3第1項の適用があったとき。

4 行財政局長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

5 行財政局長は、別表第2第2項第1号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

6 行財政局長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたときは、請負契約審査会の議を経て、別表各項及び第2項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、2年を限度とする。

7 行財政局長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、請負契約審査会の議を経て2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、2年を限度とする。

8 行財政局長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該入札参加資格者についての指名停止を解除するものとする。

## (指名停止の公表)

**第5条** 第2条第1項及び第3条の規定により、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る入札参加資格者の商号又は名称等について公表するものとする。前条第7項の規定により指名停止の期間を変更した場合も同様とする。

2 前条第8項の規定により指名停止を解除したときは直ちに公表を取り下げるものとする。

**(指名停止の通知)**

**第6条** 行財政局長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第7項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し書面(電子メール等電磁的方法を含む)により遅滞なく通知するものとする。ただし、行財政局長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 行財政局長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置の報告を徴することができる。

**(随意契約の相手方の制限)**

**第7条** 指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ請負契約審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

**(下請の除外要請)**

**第8条** 本市の契約に係る元請業者に対し、指名停止の期間中の入札参加資格者を、当該本市の契約に係る全部又は一部に下請として使用しないよう要請する。

**(指名停止を行わない場合の措置)**

**第9条** 行財政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面で警告を行うことができる。

**(その他)**

**第10条** この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合(注3)は、行財政局長は、請負契約審査会の議を経て措置を決定する。

施行：平成6.7.1

改正施行：平成11.10.1、平成12.4.1、平成13.10.1、平成15.4.1、平成17.5.10、平成18.4.1、平成19.7.1、平成22.6.1、平成23.5.1、平成24.4.1、平成25.4.1、平成26.4.1、平成27.10.9、平成29.4.1、平成31.4.1、令和元.8.20、令和2.4.1、令和3.4.1、令和4.2.1、令和5.3.1、令和6.4.1

別表第1 (事故等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載・虚偽説明 本市契約に係る一般競争及び指名競争において、故意又は過失により競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料又は契約後に本市に提出した資料(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に虚偽の記載等をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	認定をした日から 6 月
<p>2 過失による粗雑な契約の履行 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(契約に定められた種類、品質又は数量に関する不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。) (1) 会計検査院に文書指摘されたとき。 ア 本市契約 イ 本市内公共契約 (2) 会計検査院に指摘されて国会報告されたとき、又は本市監査委員に指摘されたとき(注4)。 ア 本市契約 イ 本市内公共契約</p>	認定をした日から  3 月 2 月  3 月 2 月
<p>3 契約違反 前項に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。 イ 工程管理、資材管理又は労務管理等が不良のとき。 ウ その他本市監督職員又は検査職員の指示に従わないとき。 (2) 履行期限を守らなかったとき。 ア 60日以上 イ 30日以上60日未満 ウ 30日未満 (3) 物品の納入について受注者の責めにより減価採用したとき。 (4) 総合評価落札案件について、請負人の責により履行義務が不履行となったとき。 (5) 社会保険に加入していない(注5)ことが判明した場合 ア 社会保険加入状況にかかる本市への提出書類への虚偽記載や本市への虚偽説明が認められた場合 イ ア以外 (6) 本市契約のうち工事請負契約約款が適用される契約の請負人が社会保険未加入建設業者(注6)を下請負人としたとき ア 社会保険未加入建設業者に一次下請負人が含まれる場合 イ 社会保険未加入建設業者が二次以下の下請負人のみの場合 (7) 前各号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	認定をした日から    3 月 1 月 1 月  3 月 2 月 1 月 1 月 3 月  6 月 ~その事実がなくなつたと認められるまで 3 月 ~その事実がなくなつたと認められるまで  3 月 1 月 1 ~ 3 月

<p>4 公衆損害事故</p> <p>契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、公衆損害事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1)本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 公衆に損害(軽微なものを除く)を生じさせたとき。</p> <p>ウ 公衆に負傷者(治療3日以上(の傷害をいう。))を生じさせたとき。</p> <p>(2)兵庫県内において履行される一般契約(本市契約以外の契約をいう。)に係るものであって、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>ア 公衆に死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>5 履行関係者事故</p> <p>契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、履行関係者事故を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1)本市契約に係るものであって、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 重傷者(治療30日以上(の傷害をいう。診断書における“全治約4週間”等の記載については、30日とみなす。))を生じさせたとき。</p> <p>(2)兵庫県内において履行される一般契約に係るものであって、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>3 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>認定をした日から</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p> <p>1 月</p>
---	---

別表第2（不正行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄 入札参加資格者、入札参加資格者の役員（株式会社においては会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員、株式会社以外の団体においてはこれに準ずる者）又はその使用人（注7）（以下「入札参加資格者等」という。）が公共機関（注8）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市職員に対するもの イ 本市以外の公共機関の職員に対するもの</p>	<p>認定をした日から</p> <p>12月 6月</p>
<p>2 独占禁止法違反行為 業務に関し、独占禁止法第3条、第8条第1項第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは公正取引委員会から違反行為の事実を公表された場合。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p> <p>(2) 公正取引委員会の刑事告発があったとき。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p> <p>(3) 入札参加資格者等が独占禁止法違反の容疑で逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p>	<p>認定をした日から</p> <p>12月 6月</p> <p>18月 9月</p> <p>18月 9月</p>
<p>3 談合 入札参加資格者等が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑で逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p>	<p>認定をした日から</p> <p>18月 9月</p>
<p>4 あっせん利得処罰法違反行為 入札参加資格者等が公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p>	<p>認定をした日から</p> <p>18月 9月</p>
<p>5 補助金の不正受給を目的とした不正行為 補助事業等（注9）又は間接補助事業（注10）に関し、入札参加資格者等が、業務に関連して、補助金等（注11）の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 本市契約 イ 一般契約</p>	<p>認定をした日から</p> <p>12月 6月</p>

## 6 暴力団関係

入札参加資格者に関し、警察より次の回答・通報等があったとき。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号ロに定める役員をいう。以下この項において同じ。）として又は実質的に経営に参与しているとき。

認定をした日から  
24月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(2) 個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であるとき。

24月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で、業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。）として使用し、又は代理人として選任しているとき。

24月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(4) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に参与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人その他の団体（以下「法人等」という。）、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したとき。

24月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(5) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行いその経済的な便宜を図ったとき。

12月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(6) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負等を行い、その他当該事業者を利用しているとき。

12月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

(7) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

12月以上～その事実が  
なくなったと認められ  
るまで

## 7 建設業法違反行為

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

認定をした日から

(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。

ア 本市契約

9 月

イ 一般契約

5 月

(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。

ア 本市契約

6 月

イ 一般契約

3 月

(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。

ア 本市契約

3 月

イ 一般契約

2 月

## 8 不正又は不誠実な行為

別表第1各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務（個人の私生活上の行為以

認定をした日から

<p>外の入札参加資格者の業務全般をいう。)に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
(1) 暴力行為等	
ア 入札参加資格者等が暴力行為等を行い、逮捕又は公訴を提起されたとき。	2 4 月
イ 入札参加資格者等が、本市職員への脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動、著しく粗野な言動その他取引の相手方として不適当と認められる言動を行ったとき(アに該当するものを除く。)	1 2 月
(2) 入札参加資格者等が業務関連法令(注 12)又は本市の定める条例等(注 13)に違反したことにより、本市からは是正命令等(注 14)を受けた場合。	3 月～その事実がなくなったと認められるまで
(3) 入札参加資格者等が業務関連法令(注 12)又は本市の定める条例等(注 13)に違反したことにより、逮捕、公訴を提起されたとき、又は監督官庁からは是正命令等(注 14)を受けたときをいう。但し、前号に掲げる場合を除く。	
ア 本市契約	3 月
イ 一般契約	2 月
(4) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕又は公訴を提起されたとき。	3 月
(5) 本市の入札及び契約に関し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1 月
(6) 本市の入札後、入札参加資格者の責めにより契約を辞退し、信頼関係が損なわれたとき。	1～6 月
(7) 本市の工事請負契約における現場代理人又は技術者(以下「現場代理人等」という。)の配置に関し、次のいずれかに該当したとき。	6 月
ア 申請した現場代理人等を正当な理由なしに配置しなかったとき	
イ 一度専任配置した現場代理人等を正当な理由なしに変更したとき	
(8) 本市契約に係る電子入札システム、電子申請システム等、入札に関連する情報システムの利用に際し、次のいずれかに該当したとき。	
ア 不正な手段を用いて接続し、若しくは操作し、コンピュータウイルス(電子計算機に被害をもたらす不正なプログラムをいう。)を送信し、電子計算機に記録された電磁的記録の取得、改ざん、破壊等を行ったとき。	6～9 月
イ その他、契約の相手方として不適当であると認められるとき(アに該当する場合を除く。)	6 月
(9) 正当な理由がなく、契約締結後に契約を履行せず、契約が解除されたとき。	9 月
(10) 前各号に定めるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1～9 月
9 その他	
(1) 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその代表役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。	認定をした日から 3 月
(2) 工事請負契約において受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	認定をした日から 3 月
(3) 別表第 1 各項、前各項及び前 2 号に掲げる場合のほか、請負契約審査会において指名停止の措置を必要と認めたとき。	審査会の議決日 から 9 月以内

別 紙

- (注1)入札参加資格者とは、神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第3条の2の認定を受け、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。
- (注2)指名停止とは、指名停止、指名回避、指名留保、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、契約を締結するのにふさわしくない入札参加資格者について、行財政局長が、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3)「この要綱に定めのない事項」とは、実質的には措置要件に該当するにもかかわらず、形式的には該当する措置要件がなく、指名停止ができない場合を指す。また、「この要綱により難しい場合」とは、形式的に該当する措置要件があるが、実質的に判断すると措置要件に該当せず、指名停止を行うことが妥当でない場合、あるいは、他の措置要件を適用することがより妥当な場合を指す。
- (注4)文書指摘された後に、国会に報告された場合は、第4条2項の規定にかかわらず別件として指名停止を行う。
- (注5)社会保険に加入していないとは、本市工事請負契約約款、物品売買契約約款、製造その他請負契約約款、物品賃貸借契約約款の規定により、以下の規定による届出を行っていないとされた場合をいう(届出の義務のない者を除く。)
- ①健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ②厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (注6)社会保険未加入建設業者とは、次の者をいう。
- ①健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ②厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出  
のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者(建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務のない者を除く。)をいい、当該届出の義務がない者を除く。
- (注7)入札参加資格者等とは、正規雇用、非正規雇用等の雇用形態を問わず、入札参加資格者の使用者責任が及ぶ範囲の者をいう。
- (注8)公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等)をいう。
- (注9)補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (注10)間接補助事業等とは、国以外のもものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- (注11)補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注12)業務関連法令とは、次のものをいう。
- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
  - ② 産業廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
  - ③ 建築基準法等

④ 自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路交通法等

⑤ その他の法令(業務に関連した刑法上の違反行為を含む)

(注13)本市の定める条例等とは、本市の定める条例及び本市の執行機関が定める規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。)をいう。

(注14)是正命令等とは、行政手続法第2条第4号、神戸市行政手続条例第2条第7号に定める不利益処分(行政手続法第2条第4号ハ、神戸市行政手続条例第2条第7号ウに該当する処分を含む)のうち、業務関連法令又は本市の定める条例等に違反している状態の解消を求める内容のものをいう。

※ 経過措置

(1) 指名停止基準要綱別表第2の2の(1)の規定については、平成17年5月9日までに公正取引委員会の勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお平成15年4月1日施行の要綱別表第2の2の規定を適用する。

(2) 平成17年5月10日から平成18年3月31日までに公正取引委員会の勧告等があった事案に係る指名停止措置については、なお平成17年5月10日施行の要綱別表第2の2の規定を適用する。

(3) 令和6年3月31日までに公正取引委員会から違反行為の事実を公表された事案に係る指名停止措置については、なお令和5年3月1日施行の要綱別表第2の2の規定を適用する。